

財政健全化法による財政指標について

令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る結果となりました。

※1 単位表記のない箇所は、千円単位での表記になります。

※2 松戸土地区画整理事業特別会計については、平成 29 年度末に廃止したため平成 30 年度以降を「/」で表示しています。

(1) 実質赤字比率

主な業務の決算の赤字額が、市税などの市の財政規模に対してどの程度の割合となるかを表す指標。

(単位：%)

春日井市		早期健全化基準	財政再生基準
令和元年度決算	平成 30 年度決算		
—	—	11.25	20.00

<算出方法>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}$$

$$\text{標準財政規模の額} = \text{普通交付税算定標準税収入額等}$$

$$+ \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

$$+ \text{普通交付税額}$$

<算出に用いた春日井市の数値>

一般会計等の実質赤字額

	H30	R元
① 繰上充用額（一般会計）	△1,784,933	△2,025,867
② 支払繰延額	0	0
③ 事業繰越額	0	0
計（①+②+③）	△1,784,933	△2,025,867

※ 黒字のため、マイナス「△」で表記しています。

標準財政規模の額

	H30	R元
① 普通交付税算定標準税収入額等	54,564,305	54,892,838
② 臨時財政対策債発行可能額	2,085,492	1,907,947
③ 普通交付税額	1,112,051	965,549
計（①+②+③）	57,761,848	57,766,334

<指標の分析>

一般会計等の決算は全て黒字となったため、指標は計上されませんでした。

(2) 連結実質赤字比率

水道や病院などを含めた全事業の決算の赤字額が、市税などの市の財政規模に対してどの程度の割合となるかを表す指標。

(単位：%)

春日井市		早期健全化基準	財政再生基準
令和元年度決算	平成 30 年度決算		
—	—	16.25	30.00

<算出方法>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模の額}}$$

- A 一般会計等及び公営事業会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- B 公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- C 一般会計等及び公営事業会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- D 公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

<算出に用いた春日井市の数値>

- A 一般会計等及び公営事業会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

	H30	R 元
該当なし	—	—

- B 公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

	H30	R 元
該当なし	—	—

C 一般会計等及び公営事業会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

	H30	R元
① 一般会計	1,784,933	2,025,867
② 国民健康保険事業特別会計	134,358	76,010
③ 後期高齢者医療事業特別会計	108,608	103,456
④ 介護保険事業特別会計	886,912	1,041,513
⑤ 介護サービス事業特別会計	0	0
計 (①+②+③+④+⑤)	2,914,811	3,246,846

D 公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

	H30	R元
① 春日井市民病院事業会計	8,595,990	9,560,921
② 水道事業会計	4,092,800	4,933,939
③ 公共下水道事業会計	28,965	43,990
④ 大泉寺地区企業用地整備事業特別会計	765,197	822,759
計 (①+②+③+④)	13,482,952	15,361,609

標準財政規模の額

	H30	R元
① 普通交付税算定標準税収入額等	54,564,305	54,892,838
② 臨時財政対策債発行可能額	2,085,492	1,907,947
③ 普通交付税額	1,112,051	965,549
計 (①+②+③)	57,761,848	57,766,334

<指標の分析>

本市の会計は、全て黒字決算となったため、指標は計上されませんでした。

(3) 実質公債費比率

借金の返済に充てられたとみなされる金額が、市税などの市の財政規模に対してどの程度の割合となるかを過去3年間の平均値で表す指標。

(単位：%)

春日井市		早期健全化基準	財政再生基準
令和元年度決算	平成30年度決算		
4.4	4.2	25.0	35.0

<算出方法>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - C - D}{E - D} \text{ の3か年平均}$$

- A 一般会計等における地方債元利償還金の額
- B 準元利償還金（一般会計等で元利償還金と同等に扱うべき性質をもつ支出額）
- C 地方債償還に充てることが認められる特定の収入
- D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E 標準財政規模の額

<算出に用いた春日井市の数値>

A 一般会計等における地方債元利償還金の額

	H29	H30	R元
① 一般会計	7,799,809	7,749,109	8,107,186
② 公共用地先行取得事業特別会計	243,212	234,433	280,356
③ 上記のうち繰上償還・借換	0	0	0
計 (①+②-③)	8,043,021	7,983,542	8,387,542

B 準元利償還金（一般会計等で元利償還金と同等に扱うべき性質をもつ支出額）

	H29	H30	R元
① 公営企業繰出金のうち公債費充当	3,199,143	3,046,051	2,952,117
春日井市民病院事業	637,731	638,052	639,820
水道事業	361	441	295
公共下水道事業	2,561,051	2,407,558	2,312,002
大泉寺地区企業用地整備事業特別会計	0	0	0
松河戸土地区画整理事業特別会計 ※2	0	/	/
② 組合等繰出金のうち公債費充当	4,627	4,006	4,468
③ 債務負担行為に係る支出	66,106	58,259	56,078
④ 一時借入金利子	0	0	0
計 (①+②+③+④)	3,269,876	3,108,316	3,012,663

C 地方債償還に充てることが認められる特定の収入

	H29	H30	R元
① 国・県支出金等	0	0	0
② 地方債を財源とした貸付金償還金	40,740	20,370	20,370
③ 公営住宅使用料	94,595	105,782	69,098
④ 地方債償還充当都市計画税	2,722,280	2,955,265	2,769,230
⑤ その他（勝川駅前駐車場使用料）	20,944	15,939	1,341
計 (①+②+③+④+⑤)	2,878,559	3,097,356	2,860,039

D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

	H29	H30	R元
① 事業費補正	683,227	645,840	776,731
② 災害復旧費等	5,124,570	5,026,037	4,780,493
③ 密度補正	381,001	380,105	379,112
計 (①+②+③)	6,188,798	6,051,982	5,936,336

E 標準財政規模の額

	H29	H30	R元
① 普通交付税算定標準税収入額等	53,892,480	54,564,305	54,892,838
② 臨時財政対策債発行可能額	2,134,474	2,085,492	1,907,947
③ 普通交付税額	841,054	1,112,051	965,549
計 (①+②+③)	56,868,008	57,761,848	57,766,334

<指標の分析>

「一般会計の地方債元利償還金」及び「公共下水道事業会計の準元利償還金」が数値を高める要因となっています。

これは、土地区画整理事業を主体とした計画的なまちづくりに努め、良好な都市環境を整備した一方で、その整備に要する資金の調達のため、地方債を活用したことによります。

3か年平均で見ると前年度に比べ0.2ポイント増加しています。これは、一般会計の地方債元利償還金の額が約2.0億円増加したことによるものです。

今後も、一般会計等の元利償還金が増加していく見込みであるため、計画的な借入を行うことにより、健全な財政運営に努めます。

(4) 将来負担比率

借金残高など将来的に負担することとなる金額が、市税などの市の財政規模に対してどの程度の割合となるかを表す指標。

(単位：%)

春日井市		早期健全化基準
令和元年度決算	平成 30 年度決算	
25.4	33.2	350.0

<算出方法>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{将来負担額からの控除額}}{\text{財政規模}}$$

$$\text{将来負担額} = A + B + C + D + E + F + G + H$$

- A 一般会計等の地方債現在高
- B 債務負担行為に基づく支出予定額
- C 公営事業会計・公営企業会計の地方債の元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額
- D 一部事務組合等の地方債元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額
- E 退職手当負担見込額
(全職員に対する退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額)
- F 土地開発公社への負担見込額
- G 連結実質赤字額
- H 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$\text{将来負担額からの控除額} = I + J + K$$

- I A～F に充当可能な基金残高
- J A～D に充当可能な特定歳入
 - 国庫支出金等（春日井市該当なし）
 - 地方債を財源とする貸付金の償還金
 - 公営住宅の賃貸料等
 - 都市計画税収
(都市計画事業地方債現在高のうち、都市計画税のよって償還できると考えられる額)
- K A～D のうち基準財政需要額算入見込額

$$\text{財政規模} = \text{標準財政規模の額} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}$$

<算出に用いた春日井市の数値>

将来負担額

	H30	R元
A 一般会計等の地方債現在高	79,859,396	78,326,780
B 債務負担行為に基づく支出予定額	530,873	490,813
C 公営事業会計・公営企業会計の地方債の元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額	36,244,909	34,840,615
D 一部事務組合等の地方債元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額	33,715	29,602
E 退職手当負担見込額	9,109,986	8,929,262
F 土地開発公社への負担見込額	6,752,888	5,444,034
G 連結実質赤字額	—	—
H 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	—	—
計 (A+B+C+D+E+F+G+H)	132,531,767	128,061,106

将来負担額からの控除額

	H30	R元
I A～F に充当可能な基金残高	16,436,040	17,967,245
J A～D に充当可能な特定歳入	31,919,225	31,619,390
K A～D のうち基準財政需要額算入見込額	67,006,873	65,307,705
計 (I+J+K)	115,362,138	114,894,340

財政規模

	H30	R元
a 標準財政規模の額	57,761,848	57,766,334
b 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	6,051,982	5,936,336
計 (a-b)	51,709,866	51,829,998

<指標の分析>

人口急増が始まった昭和40年代半ばからの都市環境整備に多額の地方債を活用しました。そのため、指標を高める主な要因として、①一般会計の地方債残高、②公共下水道事業会計の地方債残高、③土地開発公社への負担額などがあり、これらの削減が、財政運営の大きな課題となっています。

令和元年度は、土地開発公社の経営健全化による負担額の減少や、春日井市民病院事業会計、水道事業会計の地方債残高の減少などにより、昨年度と比較し、7.8ポイント減少しました。

今後も、地方債の計画的な運用と土地開発公社の経営健全化に努めます。

<主な減少要因>

- ・ 土地開発公社の経営健全化による負担額の減少
(約△13.1億円・△19.4ポイント)
- ・ 春日井市民病院事業会計の地方債現在高の減少
(約△8.1億円・△10.2ポイント)
- ・ 水道事業会計の地方債現在高の減少
(約△3.2億円・△12.0ポイント)

(5) 資金不足比率

公営企業会計の決算の資金不足額が、その事業規模に対してどの程度となるかを表す指標。

(単位：%)

公営企業会計名	春日井市		早期健全化基準
	令和元年度決算	平成 30 年度決算	
大泉寺地区企業用地整備事業特別会計	—	—	20.00
春日井市民病院事業会計	—	—	
水道事業会計	—	—	
公共下水道事業会計	—	—	

<算出方法>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足額 = (病院・水道・下水) 流動負債 + 赤字地方債残高 - 流動資産

(大泉寺)

歳出総額 + 赤字地方債残高 - 歳入総額 - 土地収入見込額 + 地方債残高…A

歳出総額 + 赤字地方債残高 - 歳入総額 - 土地収入見込額 < 0 ならば算入

ただし A > 0 のときは 0 とする

事業の規模 = (病院・水道・下水) 営業収益 - 受託工事収益

(大泉寺) 資本の額に相当する額 + 負債の額に相当する額

<算出に用いた春日井市の数値>

資金不足額（春日井市民病院事業）

	H30	R元
① 流動負債	2,072,995	2,099,200
② 赤字地方債残高	0	0
③ 流動資産	10,668,985	11,660,121
計 (①+②-③)	△8,595,990	△9,560,921

資金不足額（水道事業）

	H30	R元
① 流動負債	855,123	784,774
② 赤字地方債残高	0	0
③ 流動資産	4,947,923	5,718,713
計 (①+②-③)	△4,092,800	△4,933,939

資金不足額（公共下水道事業）

	H30	R元
① 流動負債	2,421,259	1,592,212
② 赤字地方債残高	0	0
③ 流動資産	2,450,224	1,636,202
計 (①+②-③)	△28,965	△43,990

資金不足額（大泉寺地区企業用地整備事業（宅地造成事業））

	H30	R元
① 歳出総額	656,886	2,217,572
② 赤字地方債残高	0	0
③ 歳入総額	656,976	3,040,331
④ 土地収入見込額	2,626,707	0
⑤ 地方債残高	1,861,600	0
計 (①+②-③-④+⑤)	△765,197	△822,759

事業の規模（春日井市民病院事業）

	H30	R元
① 営業収益	16,512,540	17,250,213
② 受託工事収益	0	0
計 (①-②)	16,512,540	17,250,213

事業の規模（水道事業）

	H30	R元
① 営業収益	4,672,635	4,615,447
② 受託工事収益	0	0
計 (①-②)	4,672,635	4,615,447

事業の規模（公共下水道事業）

	H30	R元
① 営業収益	2,859,054	2,893,416
② 受託工事収益	0	0
計 (①-②)	2,859,054	2,893,416

事業の規模（大泉寺地区企業用地整備事業（宅地造成事業））

	H30	R元
① 資本の額に相当する額	765,107	822,759
② 負債の額に相当する額	1,861,600	0
計 (①+②)	2,626,707	822,759

<指標の分析>

公営企業会計においては、流動資産が流動負債を上回り、春日井市民病院事業では約96億円、水道事業では約49億円、公共下水道事業では約0.4億円の資金剰余額を計上しました。また、大泉寺地区企業用地整備事業については約8億円の資金剰余額を計上し、全ての会計において資金不足額が生じていないため、指標は計上されませんでした。

用語解説

一般会計等	一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、民家防音事業特別会計、潮見坂平和公園事業特別会計の4会計
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計の4会計
公営企業会計	大泉寺地区企業用地整備事業特別会計、松河戸土地区画整理事業特別会計、春日井市民病院事業会計、水道事業会計、公共下水道事業会計の5会計
繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
普通交付税算定標準 税収入額等	通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模 住民税・固定資産税などの税収のほか、交付金、譲与税など用途の指定を受けない財源として収入する額を、地方交付税法上定められた方法により算出した額
臨時財政対策債発行 可能額	臨時財政対策債は赤字地方債のひとつで、地方交付税財源の不足を補填するために発行 元利償還金は、基準財政需要額に全額算入 発行可能額は、毎年度、総務省から普通交付税の交付・不交付にかかわらず配分
資金剰余額	流動資産（現金預金、有価証券、未収金など）から流動負債（未払金など）を差し引いた額